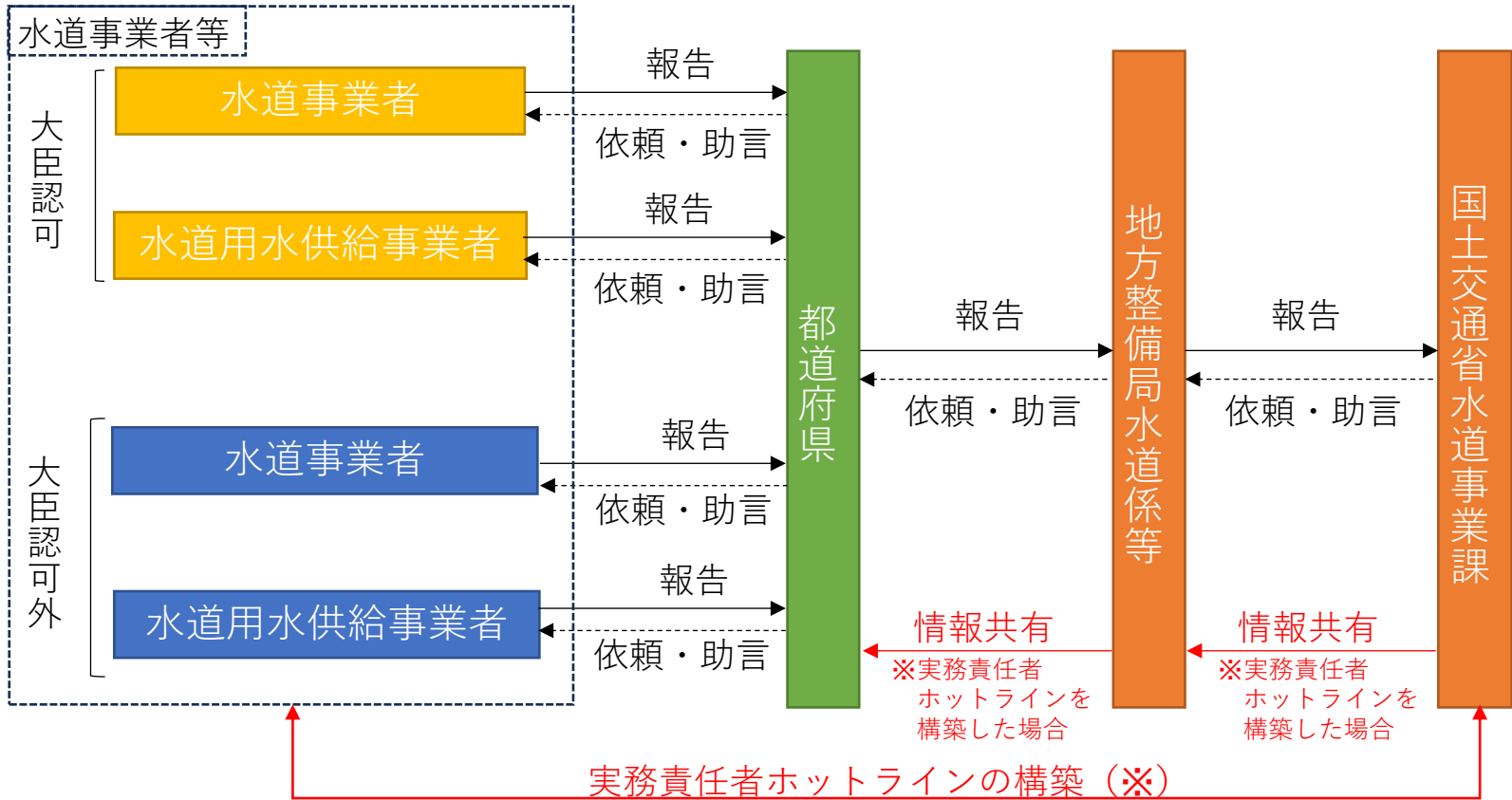


# 1. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

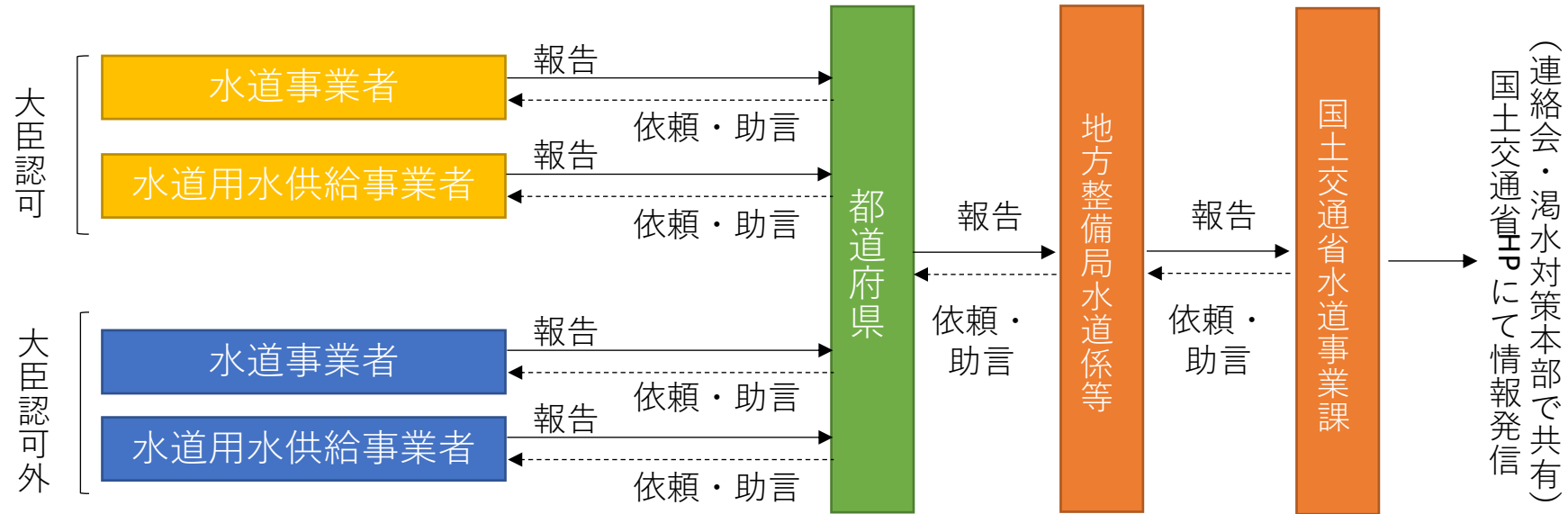


※管内において震度5弱以上が観測された場合、又は自然災害、事故、水質異常等により断水解消の見通しが立たないなど、国土交通省水道事業課が特に迅速な対応・支援が必要と認める場合、必要に応じて構築

(水道事業者等が情報提供する場合)

- 地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします）
- 豪雨により断水等の被害が生じた場合
- その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合
- なお、飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて報告
- 報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

## 2. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼



(水道事業者等が情報提供する場合)

- 渇水による計画断水や減圧給水等を計画している場合、渇水による断減水等が生じた場合
- 都道府県において水道に関する渇水対策本部を設置する場合

### 水道渇水対策連絡会

(設置条件 (内規))

- 都道府県及び政令指定都市において水道に関わる渇水対策本部等が設定され、それが1地方に2県以上に及ぶ場合
- その他必要と判断した場合

(組織)

- 国土交通省水道事業課、地方整備局水道係等、日本水道協会、(水道)渇水対策本部等を設置した都道府県及び政令指定都市

### 国土交通省渇水対策本部

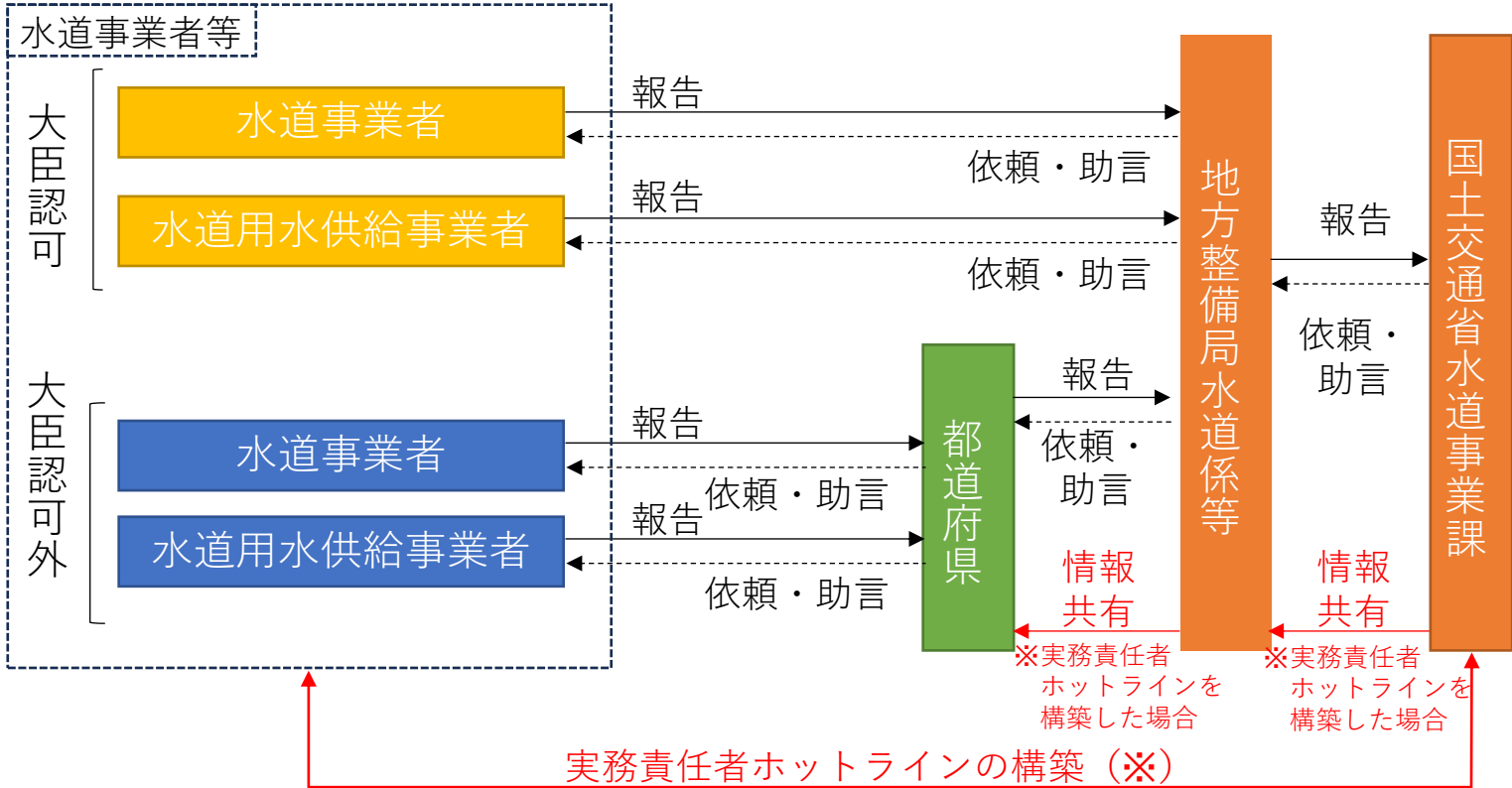
(設置条件 (内規))

渇水対策を推進するため特別の必要があると認めた場合

(組織)

(本部長) 大臣、(副本部長) 事務次官、(本部員) 各局局長級

### 3. 事故等に関する情報提供依頼



※断水解消の見通しが立たないなど、国土交通省水道事業課が特に迅速な対応・支援が必要と認める場合、必要に応じて構築

(水道事業者等が情報提供する場合)

- 老朽化や道路工事等に伴い配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- 水道施設の障害（例：機器故障、機器操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害。
- 断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、敷設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- 断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）
- 報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合

### 4. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼



●その他の連絡内容

- 同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合関係する水道事業者等に情報提供するよう**指示**
- 水質異常が生じた小規模水道水又は井戸水等を含む給水区域、給水能力等について情報**収集**
- 原因物質の排出事業場、施設等を所管する省庁との間での情報**共有**